

公害防止計画制度に係る参考資料

平成 2 1 年 1 2 月

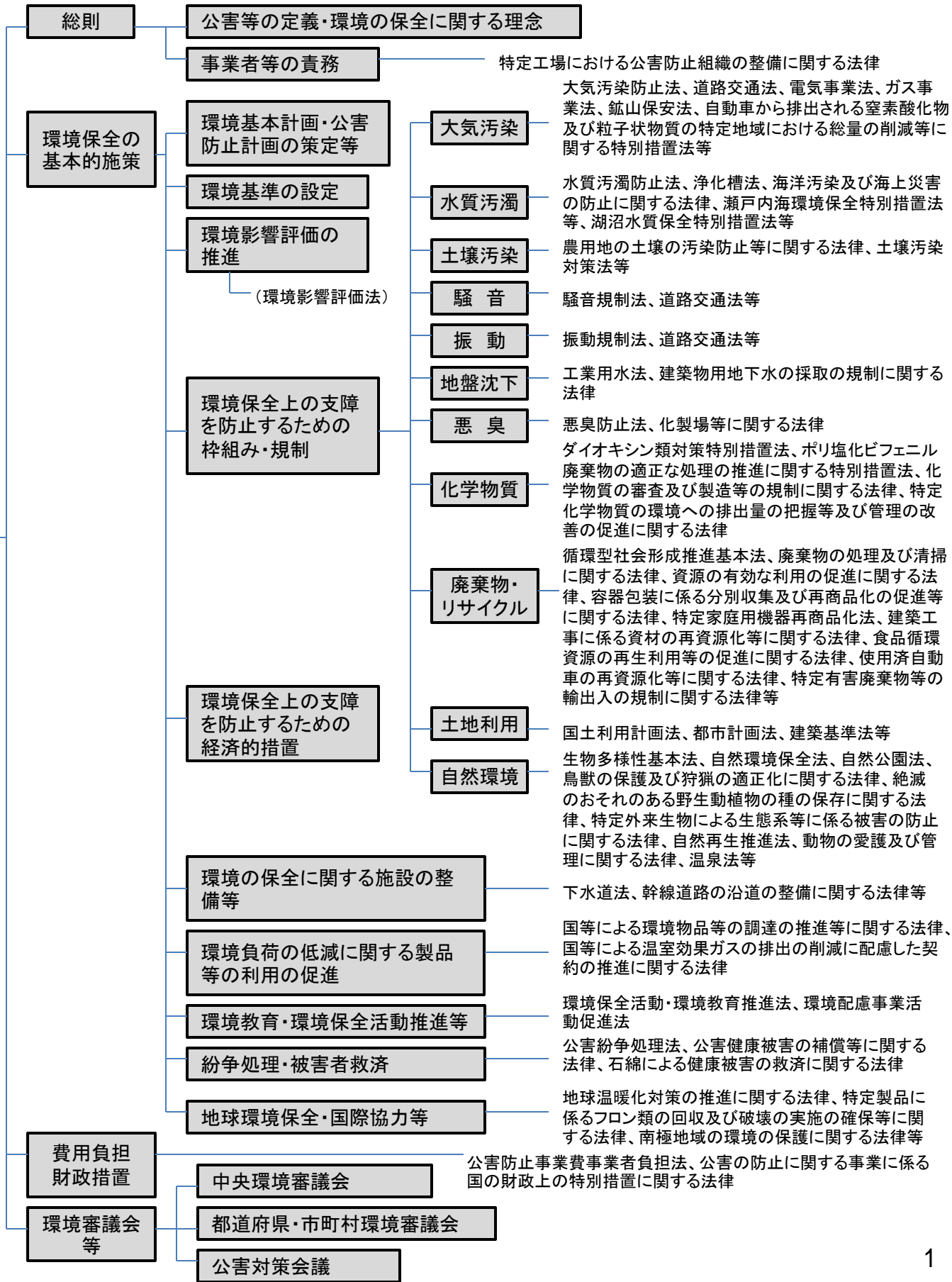
環境省総合環境政策局環境計画課

目次

1. 環境関連の法体系	1
2. 環境基本法	2
3. 公害防止計画について	3
4. 公害防止計画策定手順	4
5. 公害防止計画策定地域図	5
6. 公害防止計画策定状況一覧	6
7. 公害防止計画の地域数及び市区町村数の推移	7
8. 公害防止計画の構成	8
9. 公害防止計画の例（下関・宇部地域公害防止計画抜粋）	10
10. 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に 関する法律（公害財特法）について	22
11. 公害財特法	23
12. 公害防止対策事業に係る財政措置	25
13. 公害財特法の適用を受けることによる事業負担の効果	26
14. 公害防止対策事業に係る事業費及び補助の嵩上げ額の推移	27
15. 廃棄物処理施設に対する公害財特法に基づく財政措置 （補助率嵩上げ）の見直しについて	28
16. 総務大臣指定に係る公害防止対策事業	29
17. 環境基準等の達成状況	30
18. 農用地土壌汚染対策について	33
19. 公害防止計画に係るこれまでの見直し経緯について	38
20. 公害防止計画の策定指示の要件について	39
21. 地方分権改革推進委員会第3次勧告について	40
22. 環境関連計画制度	41

環境関連の法体系

環境基本法



環境基本法

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

最終改正：平成二〇年六月一八日法律第八三号

(公害防止計画の作成)

第十七条 環境大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の策定を指示するものとする。

- 一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
 - 二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域
- 2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。
- 3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 環境大臣は、第一項の規定による指示及び前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。
- 5 環境大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。

(公害防止計画の達成の推進)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

公害防止計画について

1. 公害防止計画—環境大臣により策定指示され、その同意を要する法定計画

- ・ 公害防止計画は、環境基本法第17条に基づく法定計画。
- ・ 現に公害が著しい、または、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的とする地域計画。
- ・ 環境大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて都道府県知事が作成し、環境大臣の同意を要する計画。

2. 公害防止計画の策定状況—全国30地域（平成21年度4月1日現在）

- ・ 昭和45年12月から昭和52年1月まで、全国の主要な工業都市及び大都市地域のほとんどについて策定され、また平成15年度に2地域が策定され、これまでに52地域について策定された。
- ・ 地域の見直し、隣接する地域の統合等により、平成21年4月1日現在、全国30地域（24都府県）において策定されている。

3. 公害防止計画における各種施策

- ・ 地方公共団体等は、発生源等に対する各種規制、環境影響評価、立地指導、土地利用の適正化等の施策を講ずるとともに、下水道整備、廃棄物処理施設整備、公園・緑地等整備等の事業を推進する。
- ・ 事業者は、大気汚染、水質汚濁等の防止のための措置を講ずる。

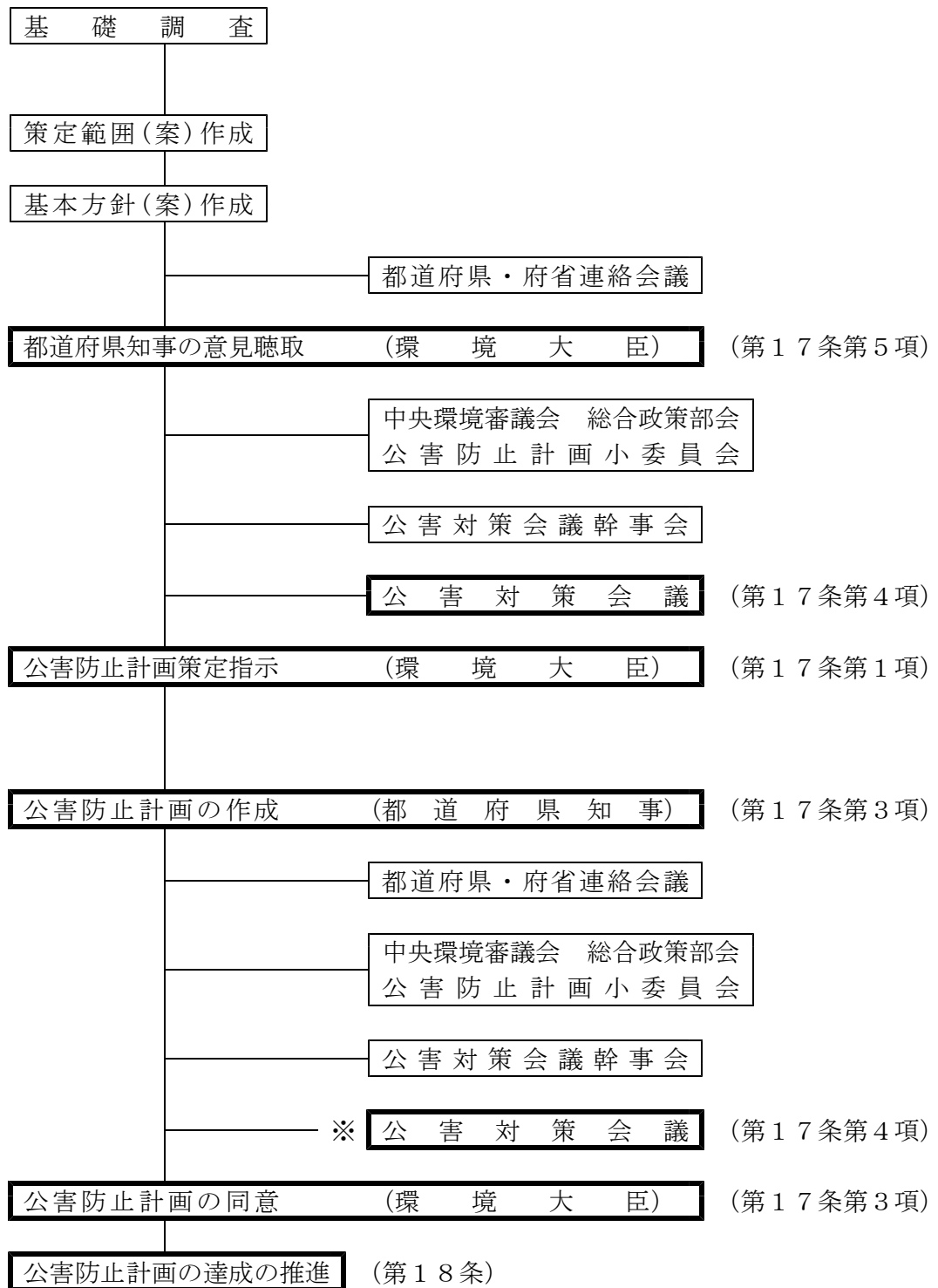
4. 公害防止対策事業に対する財政上の特別措置—補助率の嵩上げ、適債事業の拡大等

- ・ 国又は地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害防止対策事業（「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定するもの）については、国の負担又は補助の割合の嵩上げ、地方債の適債事業の拡大等の財政上の特別措置が講じられることとなっており、施策の一層の推進が図られている。
- ・ 平成20年度の公害防止対策事業の実績額は2,683億円、そのうち嵩上げ額は81億円。

嵩上げ額の内訳：廃棄物処理施設整備	73億円
しゅんせつ・導水	6億円
下水道（終末処理場）	1億円

※ 廃棄物処理施設整備に対する財政上の特別措置については、平成17年度の該当事業をもって終了。

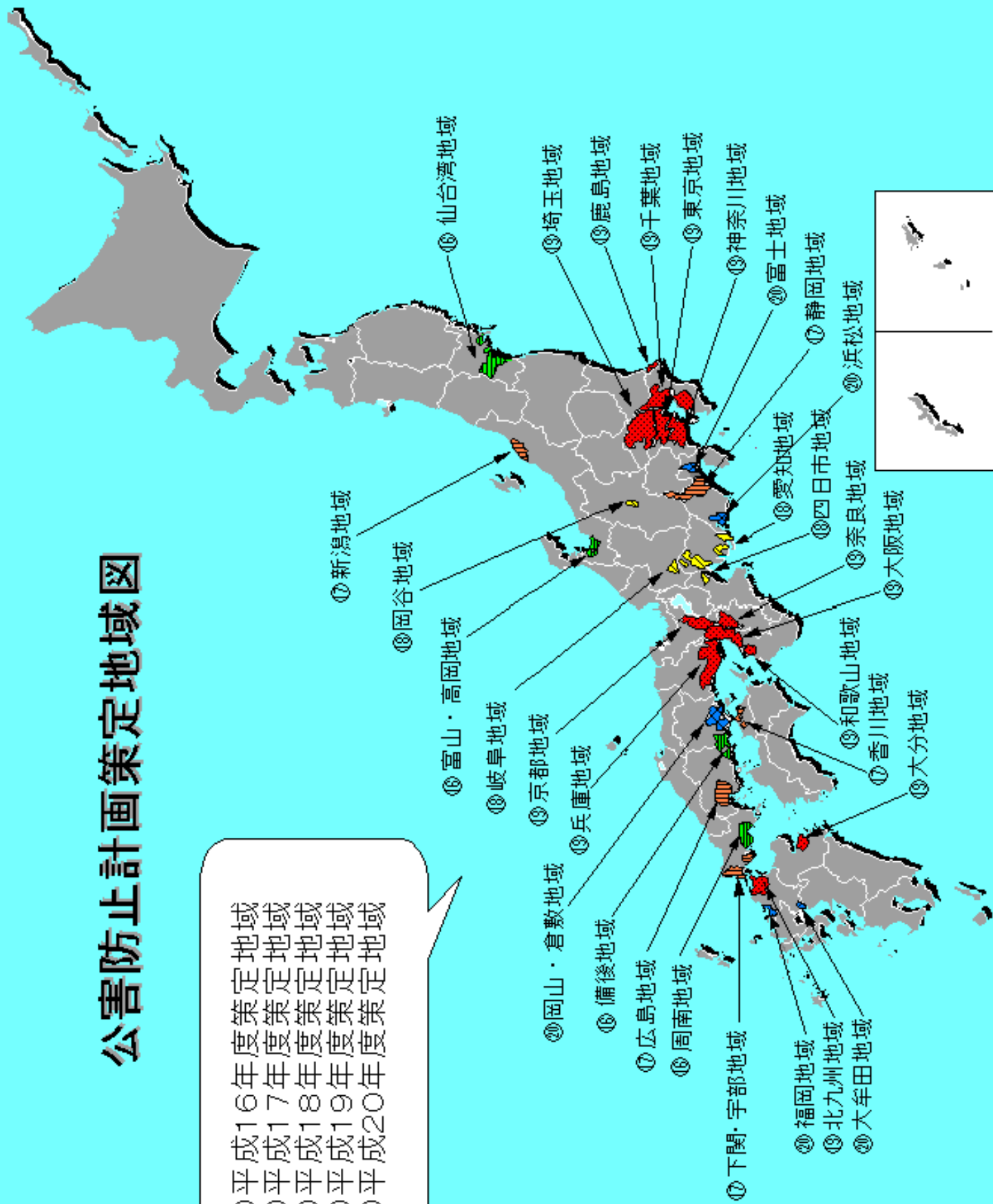
公害防止計画策定手順



- (注) 1. は環境基本法に基づくものであり、()内はその条項を示す。
 2. ※継続地域については、公害対策会議会長専決要領の規定により、開催されない。

公害防止計画策定地域図

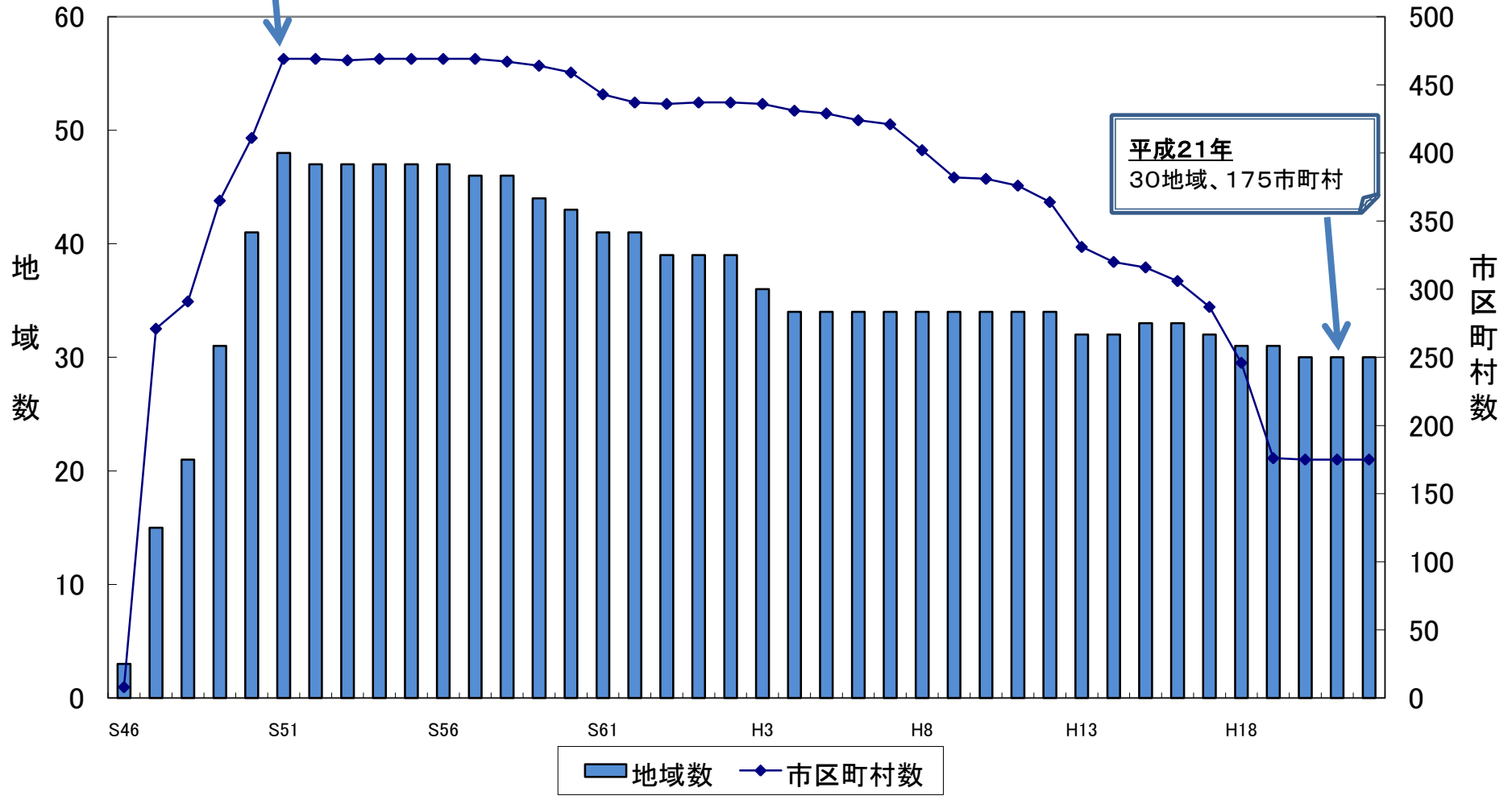
⑬	平成16年	策定地域
⑭	平成17年	策定地域
⑮	平成18年	策定地域
⑯	平成19年	策定地域
⑰	平成20年	策定地域



公害防止計画の地域数及び市区町村数の推移

※ピーク:昭和51年
48地域、469市町村

平成21年
30地域、175市町村



公害防止計画の構成

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

第2節 地域の範囲

第3節 計画の目標

第4節 計画の主要課題

1 自動車交通公害

2 河川の水質汚濁

第5節 計画の期間

第6節 関係法令による地域指定の概要

第2章 公害防止施策

第1節 主要課題への対応

1 自動車交通公害対策

(1) 国道○号沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策

ア 当該課題に係る状況

イ 当該課題に係る要因分析

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

エ 今後講ずる施策及び達成目標

(2) 国道◇号線沿道の自動車騒音対策

ア 当該課題に係る状況

イ 当該課題に係る要因分析

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

エ 今後講ずる施策及び達成目標

(3) 関連諸計画との関係

ア 新道路整備五箇年計画

イ 都市計画

ウ ○○市自動車公害防止計画

2 河川の水質汚濁対策

(1) - 1 ○○川の BOD に係る水質汚濁対策

ア 当該課題に係る状況

イ 当該課題に係る要因分析

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

エ 講ずる施策及び達成目標

(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策

ア 工場・事業場対策

イ 生活排水対策

ウ 畜産排水対策

エ 非特定汚染源対策

オ 浄化対策

カ 調査研究・監視体制整備

キ 環境教育・普及啓発

(3) 関連諸計画との関係

ア CODに係る総量削減計画

イ 生活排水対策推進計画

ウ 流域別下水道総合計画

エ ○○川水質保全計画

第2節 大気汚染対策

1 大気汚染の概況

2 窒素酸化物対策

(1) 窒素酸化物に係る大気汚染の状況

(2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等

(3) 講ずる施策及び達成目標

3 浮遊粒子状物質対策

:

4 光化学オキシダント対策

:

5 硫黄酸化物対策等

:

6 有害大気汚染物質対策

:

7 ダイオキシン類対策

:

8 その他の大気汚染対策

:

- 第3節 水質汚濁対策
 - 1 水質汚濁の概況
 - 2 河川の水質汚濁対策
 - (1) 河川の水質汚濁の状況
 - (2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等
 - (3) 講ずる施策及び達成目標
 - 3 海域の水質汚濁対策

第4節 地下水汚染対策

第5節 土壌汚染対策

第6節 騒音・振動対策

第7節 地盤沈下対策

第8節 悪臭対策

第9節 廃棄物・リサイクル対策

- 1 対策の基本的方向
- 2 大気汚染対策としての廃棄物・リサイクル対策
- 3 水質汚濁対策としての廃棄物・リサイクル対策
- 4 土壌汚染対策としての廃棄物・リサイクル対策
- 5 廃棄物の適正な処理の推進

第10節 土地利用対策

第11節 監視・観測体制の整備及び調査研究等の充実

- 1 監視・観測体制の整備
- 2 調査研究の充実

第12節 環境影響評価等

第13節 環境保健対策・公害紛争処理・環境犯罪対策

第3章 自然環境及び地球環境の保全

第1節 自然環境の保全

第2節 地球環境の保全

第4章 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策

第1節 各主体の取組

- 1 地方公共団体の取組
- 2 事業者の取組
- 3 住民の取組
- 4 民間団体の取組

第2節 環境教育・環境学習等の推進

- 1 環境教育・環境学習の推進
- 2 環境情報の提供

第5章 計画の効果的実施

第1節 計画の推進体制と各主体の連携

- 1 計画の推進体制
- 2 各主体との連携

第2節 経費の概要

第3節 各種計画との連携

- 1 環境保全計画との連携
- 2 防災都市づくりに向けた取組

第4節 計画の進捗状況の点検

- 1 計画の進行管理
- 2 進捗状況の評価

資料 地域の概況

第1節 自然環境

第2節 人口

第3節 産業

第4節 都市環境

- 1 土地利用
- 2 都市計画
- 3 都市施設等
- 4 交通運輸